

○誤配置防止に係る記載の適正化について

1. はじめに

玄海3号機使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更に伴う誤配置防止（第93条第1項(9)、第95条第4項(6)及び第96条第1項(11)）に係る記載の適正化について説明する。

2. 第93条（新燃料の貯蔵）について

第93条第1項において、「技術第二課長及び保修第二課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。」ことを規定しており、本条における「新燃料の貯蔵」には、新燃料の貯蔵に伴う新燃料の取扱い行為（移動）も含めている。

第93条第1項

(6) 保修第二課長は、新燃料の貯蔵に際し、使用済燃料ピットにて取り扱う場合は、新燃料の落下を防止する措置を講じること。

また、使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更工事後はウラン・プルトニウム混合酸化物燃料のみ、臨界防止の措置（使用済燃料ピットにおける領域管理上の誤配置防止）を適用することを明確化するとともに、第93条第1項(6)の表記との整合を図るため、以下のとおり記載を適正化する。

（変更前）

第93条第1項

(9) 保修第二課長は、使用済燃料ピット内の新燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること（3号炉のみ）。

（変更後）

第93条第1項

(9) 保修第二課長は、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の貯蔵に際し、使用済燃料ピット内の誤配置を防止する措置を講じること（3号炉のみ）。

3. 第95条（燃料の取替等）について

第95条第4項において、「保修第二課長及び技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、又は原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。」ことを規定しており、本条における「燃料の取替」には、燃料の取替に伴う燃料の取扱い行為（移動）も含めている。

第95条第4項

(3) 保修第二課長は、燃料の取替に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること。

また、使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更工事後はウラン・プルトニウム混合酸化物燃料のみ、臨界防止の措置（使用済燃料ピットにおける領域管理上の誤配置防止）を適用することを明確化するとともに、第95条第4項(3)の表記との整合を図るため、以下のとおり記載を適正化する。

（変更前）

第95条第4項

(6) 保修第二課長は、使用済燃料ピット内の燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること（3号炉のみ）。

（変更後）

第95条第4項

(6) 保修第二課長は、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の取替に際し、使用済燃料ピット内の誤配置を防止する措置を講じること（3号炉のみ）。

4. 第 96 条（使用済燃料の貯蔵）について

第 96 条第 1 項において、「技術第二課長及び保修第二課長新燃料は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。」ことを規定しており、本条における「使用済燃料の貯蔵」には、使用済燃料の貯蔵に伴う使用済燃料の取扱い行為（移動）も含めている。

第 96 条第 1 項

(6) 保修第二課長は、使用済燃料の貯蔵に際し、使用済燃料の落下を防止する措置を講じること。

また、使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更工事後はウラン・プルトニウム混合酸化物燃料のみ、臨界防止の措置（使用済燃料ピットにおける領域管理上の誤配置防止）を適用することを明確化するとともに、第 96 条第 1 項(6)の表記との整合を図るため、以下のとおり記載を適正化する。

（変更前）

第 96 条第 1 項

(11) 保修第二課長は、使用済燃料ピット内の燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること（3号炉のみ）。

（変更後）

第 96 条第 1 項

(11) 保修第二課長は、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の貯蔵に際し、使用済燃料ピット内の誤配置を防止する措置を講じること（3号炉のみ）。

以 上